

建設工事保険約款の研究

浦田一晴

目次

はしがき

一 建設工事保険普通保険約款論

(一) 工事物件条項

(二) 賠償責任条項

(三) 一般条項

二 特別約款論

(一) 地震危険担保特約条項

(二) 地震火災危険担保特約条項

(三) 危険不担保特約条項

(1) 風水災危険不担保特約条項

(2) 風災危険不担保特約条項

(3) 水災危険不担保特約条項

むすび

はしがき

建設工事保険がはたしている役割は、現在の建設工事の多種多様性、頻度性の観点から社会公共的に著しく重要性
建設工事保険約款の研究

をもつ。

建設工事保険約款は、単に、建設工事者が建設工事中における建設目的物ならびにそれに必要な付属物の損害をてん補するという一般損害保険事項を取扱うばかりでなく、建設工事者が建設工事中において、他人（第三者）に損害を与えた場合、すなわち、法律上の損害賠償責任を負担するに至った場合、第三者に支払うべき賠償額の負担解決の方法としての賠償責任保険約款事項も、ともに、包含し、さらに、地震危険および地震火災危険の担保特約条項、風水災危険、風災危険および火災危険の担保特約条項も取扱い、建設工事の完全達成を企図している。

本稿においては、多岐にわたる建設工事保険約款の具体的問題を捉え、解釈論、立法論の立場からその是非を論じたい。

一 建設工事保険普通保険約款論

建設工事保険普通保険約款は、工事物件条項、賠償責任条項および一般条項より成る。建設工事保険普通保険約款が右の三様の条項にわかれ、約款の形式・内容として、おのおの独立した体系を構成し、おのおの独自の特色を有し、建設工事保険約款としてその完全を期していることは大きな特長である。

また、特別約款における六種の特約条項（地震危険担保特約条項、地震火災危険担保特約条項、風水災危険担保特約条項、風災危険担保特約条項、水災危険担保特約条項、保険料分割払特約条項）が、建設工事保険普通保険約款と同じく、昭和三十一年六月一日に実施され、建設工事保険を、さらに、充実したものにしていく。

(一) 工事物件条項

(1) 第一条 当会社は、この条項および一般条項にしたがい、保険証券記載の工事場（以下工事場という。）において、すべての偶然的事故によって保険の目的について生じた損害をてん補する責に任ずる。

(4) 保険者のてん補責任についての原則的条項である。本工事物件条項は、保険者の責任の始期および終期、保険期間の延長、保険の目的の調査および事故の予防、保険契約の無効、告知義務、通知義務、追加保険料、保険契約解除の効力、保険料の返還（無効・失効・解除の場合）、損害防止義務、他の保険契約がある場合の損害てん補額、評価人および裁定人、代位権および準拠法について規定する一般条項と相俟ってその力を發揮する。

(4) 本条における保険の目的は当初より限定的であって、他のものをみとめない。保険の目的に含まれるものは、①工事の目的物②工用材料③仮枠・足場・現場事務所・飯場その他の工用仮設物であり、①航空機・船舶もしくは水上運搬具・機関車・自動車その他の車両②工用機械器具は保険の目的に含まれない。後者における①および②の事項は、約款では保険の目的に含まれないとするが、これは前者におけるごとく限定的ではなく、例示列举の立場から定められたものと解することが妥当である。

けだし、右に列举するもの以外のものも工事場に存在するであろうものは多く、それが列举されていないからといって、それらを保険の目的のなかに加えることは、限定列举の立場を採った意味がなくなるし、保険事業維持の原則からいっても適当でないと解せられ、保険の目的に含まれないものについては、その性質に該当する他の種類の独立した保険によって、その損害を補ってゆく方法があるからである。

(2) 第二条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責めに任じない。①保険契約者・被保険者または工事責任者

の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害②風・雨・ひょうまたは砂じんの吹込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、保険の目的または保険の目的を收容する建物が風災または水災によって直接破損したために保険の目的について生じた損害は、このかぎりでない。③寒気・霜・氷または雪によって生じた損害④損害発生後三十日以内に覚知されなかった盗難の損害⑤残材調査の際に発見された紛失または目減りの損害⑥工事以外の用途で保険の目的の全部または一部が使用された場合において、使用によってその部分に生じた損害⑦保険の目的の性質もしくはかしたまたはその自然の消耗⑧保険の目的の設計または施工の欠陥の損害

2 当会社は、雨水・地下水または下水のたまりを除去する費用をてん補する責めに任じない。

3 当会社は、原因が直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる損害をてん補する責めに任じない。①戦争・暴動その他の事変によって生じた損害②公共の機関による差押え・徴発・没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のためにおこなわれる破壊行為によって生じた損害は、このかぎりでない。③原子力または放射能汚染によって生じた損害④地震または噴火によって生じた損害。

(イ) 本条は、保険者のてん補しない損害についての条項である。商法六四一条後段の保険者の免責事項の趣旨を定めたのが本条第一項一号である。すなわち、保険契約者・被保険者または工事場責任者の故意もしくは重大な過失または法令の違反によって生じた損害についてであるが、本号と異なった趣旨の保険約款が設けられた場合に、その効力はどうか。

① 保険契約者・被保険者または工事場責任者の故意によって生じた損害について、保険者の損害をてん補の責任を定めることは、公序良俗の原則（民法九十条）によって無効と解さなければならない。すべての人は、社会共同生活の

一員として、信義に合し誠実を旨として行動することを要求される。この倫理的規範を法律において尊重し、法律関係をこれに適合させるべきだとするとき、これを信義誠実の原則という。

国家社会の一般的な利益である公の秩序、社会の一般的な道徳的観念である善良な風俗、この両者の区別は、困難であるから、右の二つを併せて、現代社会の一般的秩序と合体した倫理的規範の意味に解することが妥当であろう。法律は結局、公序良俗と融和することを理想とする。私人の行為が法律的に是認されるためには、公序良俗に違反しないことを要件とし、公序良俗に反する法律行為は無効とされるのである。

(四) 風・雨・ひょうまたは砂じんの吹込みまたは漏入によって生じた損害は、保険者の免責となるが、保険の目的または保険の目的を収容する建物が風災または水災によって直接破損したために保険の目的について生じた損害は保険者の免責とならない。この両者の表現は、判然としないきらいがある。けだし、風災、水災という異常の場合には、吹込みや漏入のごとき状態は発生することが通常であるからである。しかし、本条の解釈論としては、吹込みまたは漏入は、風災または水災までに至らない場合の状態を意味するものであり、この場合における損害は、平常時において発生する損害を指称するものと解さなければならない。

(五) 保険者の免責事項は、保険契約者または被保険者の利益を減少する事項であるから、解釈論の立場としては、厳格解釈、つまり、制限列挙の立場において考察することが必要であるという考え方が有力であるが、第一項三号における免責事項、すなわち、寒気・霜・氷または雪によって生じた損害以外の損害、たとえば、自然的、不可抗力的現象である落雷などによる被害は、非免責事項として取扱うべきかいなか。

風雨に伴って、いなずまが発生し、その結果、落雷によって生ずる損害は、風雨によって通常生ずる損害が前二号

によって免責となっている点、および主として夏期における暑気の自然的現象として発生する点、および三号の趣旨との勘案から、保険者の免責事項として取扱うことが妥当であると考ええる。

(二) 損害発生後三十日以内に覚知されなかった盗難の損害は、免責事項とされるから、三十日以内に覚知されたものは、非免責事項として保険者のてん補責任となる。工事場における盗難は、比較的に少ないと考えられるが、条件付きとはいえず、一種の盗難保険ともいうべき性質のものを建設工事保険約款の中に含ませたことは、保険契約者または被保険者の利益を企図するものとして注目すべきことである。このような趣旨は、次の五号における免責事項についても同じように理解せられ、残材調査以前に発見された紛失または目減りの損害は、保険者の非免責事項として解せられるということである。ただし、盗難による損害と紛失または目減りによる損害とが本質的に異なる性質のものであることはいうまでもない。右における損害が、保険者の非免責事項として解せられないとするならば、「残材調査の際」という条件は、不必要となるわけである。「残材調査の際」という条件をつけた以上、その文言を生かして解することが妥当である。

(三) 工事以外の用途で保険の目的の全部または一部が使用された場合において、使用によってその部分に生じた損害は、保険者の免責事項とされ、当然の注意的規定といえるが、工事内の用途と工事以外の用途とのさかいは、その区別が困難である。直接的に工事の目的を達成するための用途の場合は、判然としていても、間接的に工事の目的を達成するための使用の場合、これを工事以外の用途としてみるかどうかについて、實際上、問題が生ずる。

(四) 本項七号において、保険の目的の性質もしくははかしまははその自然の消耗を免責事項とするが、これは商法六四一条前段の趣旨を取入れたものである。本号における損害は、保険契約者または被保険者の過失によって発生した

ものとはいえないが、発生することが、当然に、予想されていることがらであるから、保険者にとって免責事項とするのが適当であると解したのであろう。しかし、八号における保険の目的の設計または施工の欠陥によって生じた損害は、保険契約者または被保険者の過失責任であることは明らかであり、したがって、保険者の免責事項として取扱うことは事理である。

(ト) 風災または水災によって直接生じた保険の目的についての損害は、本条一号によって保険者のてん補責任となるが、水災の発生する前提となるべき雨水・または地下水・下水のたまりを除去する費用は本条第二項により、保険者の免責事項である。一般条項第十一条に規定する保険契約者または被保険者の損害防止義務事項との比較によって右のような費用を、いわゆる損害防止費用としてみとめることは適当でないとしたのであろう。けだし、右十一条において、損害防止義務のみとめられる場合は、事故の生じたことを前提とするのであるし、また、損害防止費用もこのような場合に支払われるのであるし、かつ、賠償責任条項第六条において損害防止費用支出の場合は限定的に列挙されているからである。

(チ) 本条第三項一号において、戦争・暴動その他の事変によって生じた損害を保険者の免責事項とする。けだし、保険料の算定は、戦争のような危険発生率の著しく大きな場合を基準として算出されたものではなく、一般的に通常発生する平均的危険をもとにして決定されたものである。しかし、海上保険に関する保険者の免責を規定している商法八二九条は、保険者の免責事由として、戦争その他の変乱によって生じた損害をあげていない。したがって、戦争その他の変乱の危険に対して保険者は損害のてん補の責に任じなければならぬこととなる。これは、海上保険の沿革上の理由にもとづくものであり、以前においては、戦争の危険は、通常比較的容易に起こりうる状態にあったから

免責事項として成文化することをしなかった。しかし、保険約款においては、商法の規定とは異なり、戦争その他の変乱によって生じた損害は、特約のある場合を除いて免責事項としている。船舶保険普通保険約款第三条第一項四号、貨物海上保険普通保険約款第四条一号のときはこれである。

(1) 公共の機関による差押え・徴発・没収または破壊によって生じた損害は、本号第二号によって保険者の免責とされる。公共の機関によるこのような行為は、正当な事由があり、このような行為をさせるに至ったことについて、保険契約者側の責任があるとしたからである。しかし、火災の延焼防止のためにおこなわれる破壊行為によって生じた損害は、保険者のてん補責任がある。火災によって生じた損害というのは、火災と損害との間に、相当因果関係のあるものをいい、商法六六六条が、消防または避難に必要な処分によって保険の目的に生じた損害は、保険者のてん補責任であるとしたのは、右の相当因果関係にもとづくてん補責任である。ドイツ保険契約法第八三条一項が保険者は火災の場合に、消防、損壊または撤去によって生じた損害もまたてん補することを要す。火災の場合には保険に付した物が喪失したために生じた損害についてもてん補責任がある、と定むるのも相当因果関係の立場に立つのである。

(2) 原子力または放射能汚染によって生じた損害は保険者の免責事項である。けだし、原子力関係にもとづく損害のてん補については、一連の原子力保険が存在し、それによって損害がカバーされるからである。すなわち、原子力事業者の第三者に対する損害賠償については、原子力損害賠償責任保険約款・同特別約款（運送危険担保特約条項、風水災危険担保特約条項、求償権不行使特約条項、保険金返還特約条項より成る）ならびに原子力の財産については、原子力財産保険普通保険約款、同特別約款がある。しかし、原子力事業者の責めによらない一般的な放射能汚染によって生じた

損害は、本号により免責とされているから、被害者救済という立場に立って、この損害をカバーしようとするならば、どのような方法によってカバーしてゆくべきであるか、というかなり困難な問題に遭遇する。損害を発生させたものが、国内的に判然としない場合があるから、国内的に賠償責任の枠内において、問題解決をはかることはむずかしく、国による補償ということも考えられなくもないが、法律上の責任を負担しない国が、直ちに補償措置をとらなければならぬということとは、たとえ、それが実現の可能性があるとしても、それに至るまでには、相当の困難がある。

(1) 本項四号にもとづいて、地震または噴火によって生じた損害は、保険者の免責事項である。それにもかかわらず、保険の目的について地震により生じた損害は、特別約款たる「地震危険担保特約条項」の定むる条件にもとづいて補われる。

地震または噴火にもとづいて生じた損害を免責事項とすることは、わが国の保険事業において、これまで、一貫して採られてきたところであった。原子力損害賠償責任保険普通保険約款においても、地震、噴火にもとづく損害は免責事項とされている。地震の多発するわが国の特殊事情が、保険事業においても反映し、再保険契約において、地震および噴火を免責としている関係上、元受保険契約において、地震、噴火を保険の対象とすることが困難とされてきた。しかし、火災保険の分野において、地震特約条項が一般的に採り入れられるに至って、はじめて、地震保険もようやく実現の緒に付いたのである。保険制度の理想としては、地震、噴火にもとづいて生じた損害もてん補する、という条項を一般的種類のすべての普通保険約款の中に設定することである。

(3) 第三条 この条項および一般条項にいう保険の目的とは、保険証券記載の工事場における次に掲げる物にかぎる。①工事の目的物②工所用材料③仮枠・足場・現場事務所・飯場その他の工所用仮設物

2 次に掲げる物は、保険の目的に含まれない。①航空機・船舶もしくは水上運搬用具・機関車・自動車その他の車両②工食用機械器具。

本条は、保険の目的の範囲についての条項である。本条については、すでに、第一条の事項に関連して述べてきた。本条第二項において、保険の目的に含まれないものを、特に、列挙したことは、これらの事項が保険の目的の中に含まれるかどうかについて問題が生じやすく、したがって、本条項は注意的規定として設定したものと考えられる。航空機については、航空機保険普通保険約款、船舶については、船舶保険普通保険約款、自動車については、自動車保険普通保険約款、機械については、機械保険普通保険約款（一般工業用・電気事業者用）が、おのおの独立して存在し、これらの保険において、それらの発生した損害はカバーされるのである。

(4) 条四条 保険金額は、工事が完成した場合の工事的目的物の見積価格（以下「完成価格」という。）であることを要する。

2 保険契約者は、保険期間の中途において、保険金額が完成価格を超過しまたはこれに不足することを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険金額の調整につき保険証券に承認の裏書を請求しなければならぬ。

3 前項の承認をする場合には、当社は、その定めるところにしたがい、超過保険料を返還し不足保険料を請求する。

本条は保険金額に関する事項を取扱う。建設工事期間中、建設費は、経済的変動の影響をうけて、保険金額は見積上、完成価格を超過し、またはこれに不足するとき場合を生ずる。前者は、いわゆる超過保険となり、法の禁止す

るところである。本条でいうところの完成価格が、いわば、保険価格となるわけで、保険金額が完成価格を過、不足することは、保険価額を過、不足することとなる。保険金額が保険価額に不足することになれば、いわゆる一部保険となるわけであるが、この場合でも、保険金額は当初のままとせず、調整し、その承認をなし、裏書する必要がある。建設工事保険は、損害保険であるから、事実上、発生した損害額を限度として、保険者のおこなわれるのであるが、保険金額を完成価格と常に一致するように裏書することを要したことは、本保険約款の特色ともいえる。保険金額は、完全価格でなければならぬ、という立場を、本条一項が採ったことから引き出された事項と解される。

(5) 第五条 保険契約者または被保険者は、損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、自己の費用をもって、次の手続をとらなければならない。①電話または電信により、かつ、書面をもって、これを当会社に通知すること。②損害状況調査および損害見積書を作成し、これに当会社の要求する証拠書類または帳簿その他の書類を添えて、前号の通知をした日から三十日以内または当会社が書面をもって承認した猶予期間内に、当社に提出すること。2 保険契約者または被保険者は、正当の理由がなくて前項の手続を怠り、故意に前項の書類に不実のことを表示しまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、当社は、損害をてん補する責めに任じない。損害が発生した場合における保険契約者もしくは被保険者の措置と、その措置に違反した場合における保険者の免責についての条項である。

本条第一項は、保険契約者のいわゆる通知義務を具体的に表示したものである。保険者の負担した危険の発生によって損害が生じた場合、保険契約者または被保険者がその損害の生じたことを知ったときには、遅滞なく保険者に対

してその通知を発することが必要であることは、商法第六五八条の明示するところである。右の損害発生のお知らせを怠った場合、どのような効果があるか、ということについては、商法は別段規定していない。保険契約者もしくは被保険者に正当な理由があつて、通知義務がおこなわれなかったという場合、保険者は損害発生のお知らせを受くるまで保険金額支払義務を猶予されるものであつて、支払義務を免除されると解することは妥当ではない。この場合、通知義務がおこなわれなかったことによつて、保険者に損害を与えたときは、保険契約者は損害賠償の責めに任じなければならぬ。しかし、保険契約者または被保険者に正当な理由がない場合には、本条第二項の示すごとく、保険者の免責となる。保険契約者または被保険者が、故意に、不実のことを表示したときは、いわゆる通知義務違反とみてよく、偽造、変造という行為に至つては、契約の本質たる信義誠実の原則に違反することはいうまでもなく、このような場合には、保険契約の解除について考慮される。

(6) 第六条 保険契約者・被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事場責任者は、第九条第一項の調査前に、工事を継続するに必要な限度をこえて損害を修理しまたはその状態を変更してはならない。ただし、保険契約者または被保険者が前条第一項第一号の通知を発した後、当会社が七日以内に調査をおこなわないときは、このかぎりでない。

保険事故発生後における禁止行為として本条を設定した。事故発生後の適当な時期に適正な調査をして妥当な損害額を算出することは、保険契約当事者にとつて、きわめて重要なことである。このため、第九条において、被害物についての調査権限を保険者が有することと対象的に、保険契約者または被保険者に対して、事故の現状変更を禁止することを求めた。このように被害物に対する調査権限を約款の条項として明記したことは、他の保険約款に比し、建

設工事保険約款の特色といえよう。

(7) 第七条 当会社がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額によって定める。

2 当会社は保険契約者または被保険者が損害の防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用があるときは、これを加算した額を損害の額とみなす。ただし、いかなる場合も、消防署その他公共の機関が義務としておこなった防止または軽減に対して支出した費用については、これを損害の額に算入しない。

3 当会社は、前項による損害の額から一回の事故ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき、保険金額を限度として、これをてん補する責めに任ずる。

4 前項の場合において、保険金額が損害発生時の完成価格に対する割合によって損害をてん補する責めに任ずる。

(イ) 本条項は、保険者のてん補すべき損害額についての規定である。被保険利益の欠損のてん補を目的とする損害保険については、保険価額が保険者のてん補責任の最大限度を画するものである。保険価額は被保険利益の価額であり、経済的変動の影響を受けるおそれがあるから、被保険利益の評価の基準を定めておく必要がある。損害額の算定基準に関して、商法は、保険者がてん補すべき損害の額はその損害が生じた地におけるその時の価額によって定められる、ものとしている（商法六三八条）。本条第一項は、商法の規定をそのまま反映させている。

(ロ) 保険契約者または被保険者は、商法六六〇条によって保険の目的につき損害防止義務が定められていることから（一般条項第十一条参照）、損害の防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用があるときは、これも損害額に加算されて、保険者の負担となる。消防署その他の公共の機関が義務としておこなった行為にもとづく支出費用は、

義務的行為という点を強調して保険者の負担としていない。損害防止という結果においては、いずれの場合も同じであるが、その行為者が異なることによって、損害防止費用の負担を区別していることになる。

(ハ) 本条第三項の場合において、保険金額が損害発生時における完成価格より少ないとき、すなわち、一部保険の場合においては、損害てん補額は、いわゆる割合負担の原則（比例負担の原則）によって決定される。この点において、商法六三六条と規を一にする。

(8) 第八条 当会社が損害をてん補した場合においても、保険金額は減額されない。

保険金額の一部について、損害のてん補がおこなわれ、その結果、保険金額がその額だけ減少した後に、保険の目的が復旧した場合に、保険契約者の請求によって、残存保険金額を還元するとき問題について、本条項は保険金額の減額をみとめていない。全損金が支払われたのであれば別であるが、船舶保険、貨物海上保険および運送保険におけるごとく、保険金額の一部がてん補されても保険金額が減少しない保険については、保険金額の還元に関する事項は問題とならないわけである。しかし、保険者の支払保険金額が、全損金である場合は、従来の保険金額を解約し、新しい保険金額について新保険契約を締結させることを原則とする。いわゆる更改契約の締結である。

(9) 第九条 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、保険の目的または工事場を調査することができる。

2 保険契約者・被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事場責任者が正当の理由がなくて前項の調査を妨害したときは、当会社は、損害をてん補する責めに任じない。

保険者の調査に関する事項である。約款は法律ではないので、本条項における保険者のなした行為を、法律によっ

てみとめられたいわゆる権利と同じように解することはできない。保険者は損害が生じた場合、このような調査をなすことができるのであって、もし保険契約者・被保険者もしくはこれらの者の代理人または工事責任者が正当な理由がなくて、この調査行為を妨害したときは、保険者の免責となる。したがって、保険契約は、解除されずにそのまま継続することになる。

10 第十条 当会社が残存物を取得しない旨の意思を表示して損害をてん補したときは、その残存物は、被保険者の所有に属する。第十一条 当会社は、保険契約者または被保険者が第五条第一項による手続を完了した日から三十日以内に保険金を支払う。

2 当会社が、前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく保険金を支払う。保険の目的の全部が滅失した場合には、保険者が保険金額の全部を支払ったときは、保険者は被保険者がその目的について有する権利を取得する、との趣旨は商法六六一条の定むるところである。この保険者の権利取得は、当事者の意思表示を必要とせず、法定の結果として当然生ずるものであって、譲渡行為ではない。いわゆる保険代位である。このような場合に、保険者が、保険の目的の残存物を取得しない旨を表示すれば、右の保険代位の適用はなく、残存物の所有権の所属が問題となる。本条は、保険者が当然法律上有する保険代位権を、任意に不適用とする注目すべき規定である。保険代位の任意条件は権利放棄の条項と解されよう。

(二) 賠償責任条項

賠償責任条項は、いわゆる建設工事賠償責任保険約款条項である。責任保険契約は、被保険者が第三者に対して一

定の給付をなすべき責任を負担するに至った場合に、その損害のてん補を目的とする保険契約である。その中心を形成する概念は、「負担する責任」である。責任保険契約は、被保険者の責任をもって始まり、保険者の責任の完遂をもって終結する契約である。被保険者の責任は、賠償責任の負担であり、保険者の責任は、保険契約上の保険金支払の責任である。

建設工事の事故発生の多発多様性は、建設工事者賠償責任の負担をもたらす機会を多くする。賠償責任条項が、建設工事保険普通保険約款の核心的重要条項として存在することは、建設工事における被害者の救済保護の考え方の現われであるとともに、建設工事の完遂を期する社会的意義づけでもある。

(1) 第一条 当会社は、この条項および一般条項にしたがい、保険証券記載の工事場（以下「工事場」という。）における工事の遂行のため被保険者が所有・使用もしくは管理する施設（以下「工事」という。）によって生じた他人の身体の障害もしくは死亡または他人の財物の滅失・き損もしくは汚損の事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害をてん補する責めに任ずる。

建設工事者と保険者との間における賠償責任保険契約上の保険者のてん補責任に関する条項である。保険者のてん補責任は、人身的事故および財物的事故を前提とし、被保険者が所有・使用もしくは管理する施設によって発生した法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害をてん補することである。この場合、保険契約者の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害は含まれない。けだし、被保険者は当該責任保険契約における保険金受領者であって、当面の建設工事における責任者であるとされるからである。しかし、被保険者と保険契約者とは、通常、同一人者であるから、別に、問題とするには至らない。

本条において、保険者のでん補責任についての条件・総括的原則をかけたて、建設工事者の賠償責任の解決についての基本的条項を設定する反面、第二条において、保険者の免責となるべき事項を列挙して、保険事業遂行の均衡をはかっている。

(2) 第二条 当会社は、次にかかげる損害をてん補する責めに任じない。① 保険契約者・被保険者または工事場責任者の故意によって生じた損害② 被保険者が所有・使用または管理する航空機・船舶もしくは水上運搬用具・機関車・自動車その他の車両によって生じた損害③ 被保険者が使用または管理する他人の財物について生じた損害④ 被保険者の工事（下請工事を含む。）に従事中の被保険者の使用人にまたは下請負人（その使用人を含む。）の身体について生じた損害⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関し特約がある場合において、その特約によって加重された損害⑥ 地下工事・基礎工事または土地の掘削工事にとまなう下記の事由によって生じた損害⑦ 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊⑧ 土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物（基礎および付属物を含む。）・その収容物または土地の損壊⑨ 地下水の増減⑩ 給排水管・暖冷房装置・温度調節装置・消火栓・スプリンクラーその他これに準ずる物からの水・蒸気・ガスその他のものの流出またはいっ出によって生じた損害⑪ 屋根・扉・窓・通風筒その他これらに準ずるものから入る雨・雪・ひょうによって生じた損害⑫ じんあいまたは騒音によって生じた損害

2 当会社は、原因が直接であると間接であるとを問わず、次にかかげる損害をてん補する責めに任じない。① 戦争・暴動その他の事変によって生じた損害② 公共の機関による差押え・徴発・没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のためにおこなわれる破壊行為によって生じた損害は、このかぎりでない。③ 工事の放棄によつ

て生じた損害④原子力または放射能の汚染によって生じた損害⑤地震または噴火によって生じた損害⑥こう水または高潮もしくは津波によって生じた損害。

保険者の免責事項は、本条第一項において、建設工事に関連する特有の事項を、第二項においては、一般的免責事項を定めている。建設工事そのものの複雑性、緻密性にもとづき、発生する損害も多様であることから、保険者の免責事項は、きわめて詳細多岐にわたって定められている。

(イ) 保険契約者・被保険者または工事場責任者の故意にもとづき賠償責任を負担することによってこうむった損害を保険者の免責とすることは、いうまでもなく、当然の事理である。工事物件条項第一項一号における免責事項として、重大な過失をにかけているが、賠償責任条項においては、このような事項がみとめられない。故意と重大な過失とは、本質的に異なる概念であって同一に論ずることは、もちろん、できない。重大な過失が、被保険者側の悪意ではなく、したがって、被害者の救済という見地からすれば、責任保険制度として、できるかぎり、その範囲を広げることが必要である。

(ロ) 工事物件条項において、航空機・船舶もしくは水上運搬用具・機関車・自動車その他の車両は保険の目的に含まれないとされることもあって、これらのものにより被保険者が、賠償責任を負担することによってこうむった損害まで保険者のでん補責任とすることは、通常の保険料をもってしては、保険経営の維持の点から不可能である。なお、かつ、航空機による賠償責任については、航空保険における特別約款として、航空機損害賠償責任担保特約条項があり、自動車による賠償責任については、自動車保険における賠償責任条項ならびに強制法としての自動車損害賠償保障法にもとづく自動車損害賠償責任保険普通保険約款が存在し、船舶による賠償責任については、船客傷害賠償責任

保険普通保険約款が設けられ、おのおの独自の責任保険制度上の効果を發揮している。

(イ) 被保険者が直接使用または管理する他人の財物について発生した損害については、その財物の使用者または管理者として、損害賠償責任を負担することを排除している。商法六六七条においては、火災保険の場合、管理者が賃借契約の不履行と管理義務違反として、賠償責任を負担することを規定し、さらに、その財物の所有者の保険者に対する保険金直接請求権行使をも定めているが、本条においては、これをみとめていない。他人の財物に対する被保険者の損害賠償責任の存在の有無については、保険者は関知するところではなく、たとい、この場合、被保険者が他人に対して賠償責任があるとしても、保険者の立場としては、保険契約上、免責とした。保険金支払義務を負担しないことによつて、保険事業の維持を企図したものと解する。

(ニ) 被保険者の工事に従事中に、被保険者の使用人または下請負人の身体について生じた損害については、いわゆる労働者災害補償保険制度が確立されていることから、第四号の免責事項を設定した。したがつて、第一条でいう他人の身体とは、被保険者と直接関係のない第三者をいうのである。

(ホ) 地下工事・基礎工事または土地の掘削工事といふごとき人為的工事がもとなつて土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れを起こし、そのため、土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または大地の損壊を生じたときは、その賠償責任は、被保険者が負担しなければならない。不可抗力ではなくて、明白な人為的行為が、最初の原因となつていふことからである。地下水の増減は、人間生活上または企業生活関係上、根本的に社会的に重大な問題を含んでいふこと、それを中心とする利害関係が著しいことなどから、保険者の免責事項となつていふのである。

(ㄨ) 工事場で使用する設備、装置は多種多様である。したがって、それらのものによって生じた損害のすべてを保険者のてん補責任とすることは、保険制度の性質上、本質的に不可能である。第一項七号における給排水管・暖冷房装置・温度調節装置・消火栓・スプリンクラーなどから流出する水蒸気・ガスによって生じた損害は、保険者の免責とするのは事理であろう。

屋根・扉・窓・通風筒などから入る雨・雪・ひょうなどによる損害は、自然的な一種の不可抗力の意味をもつ場合と人間の不注意によって生ずる場合とがあり、また、発生した損害も、どのようなものについて、どのような態様を呈して発生するのか、種々あると考えられる。それらの場合における工事者の賠償責任額は、多額であるかもしれないが、約款においては、保険者の事業の維持を重視して免責とした。

(ㄒ) じんあいまたは騒音によって生じた損害については、社会的に公害の問題として採りあげられる。工事場から発生するじんあいは、周囲の人と物に損害を与えることが多く、工事そのものは永久的でないにしても、事の内容によつては、被害者に対する賠償責任も起こりうる。騒音は現在においては、工事に、必ず伴って発生するものであるといつてよく、それによつて生じた精神的損害に対して、工事者の賠償責任をみとめるかどうか、ということも、損害の発生原因が、通常のものとは異なるものであるだけ、著しく困難である。しかし、最近においては、じんあいや騒音は、公害の発生原因として、法的にも、その対象としてみとめられていることから、とくに、本号において、免責事項として採りあげたものと解される。

しかし、考え方としては、じんあいや騒音によって生じた相当の損害などについては、社会性の強いものであるから、保険者のてん補責任があるごとく、漸次、改めてゆくことが妥当であろう。ただし、保険事業の経営面から、そ

れに対応した保険料の支払は、やむをえないことである。

(イ) 本条第二項における保険者の免責事項は、法律の規定にもとづく人為的損害または自然的損害に対するものである。本項第二号における公共の機関による差押え・徴発・没収または破壊によって生じた損害は、ひとまず、そのような行為は、正当な根拠の存在のもとにおこなわれたものとされ、その非は、被保険者にあるとされる結果、保険者の免責とされる。

しかし、火災の延焼防止のためにおこなわれる破壊行為は、法律的にも、商法六六七条にもとづいてみとめられ（工事物件条項第二条三項三号参照）、公共の機関によるものとはいえ、一種の損害防止行為による損害の発生となるわけであるから、保険者の免責事項から除外された。被保険者の損害防止義務にもとづく必要または有益な損害防止費用に類するものと解して差支えない（商法六六〇条参照）。損害防止義務については、ドイツ保険契約法六二条が、保険契約者の義務を定めて、「保険事故の発生にあたり、能うかぎり、損害の防止および減少につとめ、かつ、その際、保険者の指図に服すべき義務を負うものである」とし、同八三条後段に「保険者は火災の場合に消防、損壊または撤去によって生じた損害もまたてん補することを要す、火災の場合に、保険に付した物が喪失したために生じた損害についても、てん補の責に任ず」とする。

第三号において、工事の放棄によって生じた損害は、被保険者の自発的行為によって生じた損害であるから、保険者の免責事項とした。しかし、工事の放棄を被保険者の故意にもとづくものとみることが妥当でない。第六号において、こう水または高潮もしくは津波によって生じた損害は、第五号における地震または噴火によって生じた損害と同じく自然の不可抗力的な損害であり、その損害も著大であることが多く、保険者のてん補責任とするには適当でない

としたのである。

(3) 第三条 保険契約者または被保険者は、損害賠償請求を受けまたは事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく、自己の費用をもって、次の手続をとらなければならない。①事故発生の日時および場所・被害者の住所氏名・事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、書面により当会社に通知すること。②請求状または呼出状・召喚状・拘留状その他の令状を受理したときは、これらのすべてまたはその写を当会社に提出すること。

2 保険契約者または被保険者は、正当の理由がなくて前項の手続を怠り、故意に前項の書類に不実のことを表示しまたはその書類・証拠もしくは書状を偽造もしくは変造したときは、当会社は、損害をてん補する責めに任じない。

事故の発生した場合、保険契約者または被保険者に、いわゆる通知義務があることは、商法六五八条によって明らかである。この義務にもとづき保険者に対し、事故についての通知を遅滞なく発するとともに、約款に定められた手続をしなければならない。本条第二項は、通知・手続義務に違反したとき、とくに、悪意を含有する場合における保険者の対抗措置であって、保険者は、これに対してん補責任に任じない。信義誠実の原則によって契約は履行されるべきことを一般とする。不実記載、書類の偽造・変造などは契約上、もっとも悪質のものであるから、保険者にとって免責とされるのは、当然の事理である。

(4) 第四条 保険契約者または被保険者は、第六条第一号の費用を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、被害者に対して、負担すべき損害賠償責任もしくはその額を承認してはならない。もし、保険契約者または被保険者がこれに違反したときは、当会社は、損害賠償責任がないとみとめられる額をてん補する責めに任じない。

保険事業は、いうまでもなく、営利事業としておこなわれる。したがって、保険契約者または被保険者の賠償責任の負担は、直接、事業の利害関係に著しい影響をおよぼす。被保険者側の被害者に対する任意の賠償責任の承認は、右の趣旨からいって、適当でない。賠償責任の決定は、保険契約締結当事者の話合もしくは承認によっておこなわれるべきことが、保険金の支払の有無というきわめて重要な事項に影響するだけ、理解されなければならない。被保険者の賠償責任の承認があっても、客観的にみて、損害賠償責任がないとみとめられる賠償額は、保険者のてん補責任とならないことは事理であろう。

(5) 第五条 当会社がてん補すべき損害の額は、被保険者が被害者に対して支出した損害賠償の額（弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額）とする。

2 当会社は、てん補限度額をかぎり、前項の損害の額から一回の事故ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき損害をてん補する責めに任ずる。

賠償責任保険は、損害保険であり、かつ、その保険事故は、損害賠償責任の負担である。したがって、保険者のてん補すべき額は、被保険者が、損害賠償責任の範囲内で、事実上、損害賠償額として被害者に対して支払った額にかぎられる。それゆえ、もし、被保険者が、被害者に対する弁済によって代位取得したものがあつた場合は、その価額を差し引いて保険者がてん補することは、損害保険制度設定の趣旨からみて、事理であろう。

それにしても、保険約款において、被保険者の弁済による代位取得について規定したものは少ない。保険者の保険金支払による代位取得については、商法六六一条（保険の目的に関する権利についての代位）および六六二条（第三者に対する権利についての代位）において明定されている。被保険者は、損害賠償者であるから、右の約款の代位取得の根拠

は、民法四二二条にもとづいていと解される。すなわち、債権者が、損害賠償としてその債権の目的たる物または権利の価額の全部を受けたときは、債務者はその物または権利について、当然に債権者に代位するというものである。ただし、この損害賠償者の代位取得をみとめなければ、債権者は不当所得となるからである。

(6) 第六条 当会社は、事故につき、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、保険契約者または被保険者が支出した次の費用の全額を負担する。①保険契約者または被保険者が被害者のために支出した応急手当・護送の他、緊急処置に要した費用②被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬・仲裁・和解または調停に要した費用。ただし、てん補限度額が前条第一項の損害賠償の額より少ないときは、当会社は、てん補限度額の損害賠償の額に対する割合によって、この費用を負担する。

保険契約者または被保険者に法律上の損害賠償責任があるかどうかということ、また賠償責任はあるとしても、賠償額をいかに決定するかということとは、著しく困難な場合がある。このような事項が、訴訟、仲裁、和解または調停によって解決することになった場合、被保険者側にとっても、保険者側にとっても、有利な展開を望むことは当然であり、この方向へ努力をすべきであるので、これらの行為に支出した費用は、保険者の負担とされ、この費用の性質は、損害を可及的に少なくすること（賠償負担額を少なくすること）の意味も含めた損害防止費用である。なお、被害者のためにおこなう応急処置・護送およびその他の緊急処置は、賠償責任の有無に関係なく、人間として、当然に、おこなわなければならない行為である。

(7) 第七条 当会社は、必要とみとめたときは、被保険者に代わり、自己の費用をもって被害者による損害賠償請求の解決にあたることができる。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求の解決のため、当会社のおこなうすべての要求に協力しなければならない。このために必要な費用は、当会社が負担する。

3 被保険者が正当の理由がなくて前項の要求に協力しないときは、当会社は、損害をてん補しない責めに任じない。本条項は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合の特則である。損害賠償請求の解決は、本来、被保険者と賠償請求者との間においてなされるべきものである。被保険者が賠償問題解決の当事者として、その能力がなく、あるいは、たとえ、能力はあっても、その折衝ができないごとき場合、保険者は被保険者に代わって、損害賠償請求問題の解決にあたるものとした。けだし、損害賠償請求問題解決の動向は、保険者にとって影響するところ著しいからである。右の場合、被保険者は、損害賠償請求問題の解決に対して、保険者に協力する必要がある、その費用は保険者の負担となっている。この費用は、その支出目的からみて、損害防止費用の一種と解してよくはないだろうか。

(8) 第八条 被保険者が損害のてん補を受けようとするときは、損害の額が確定した日から三十日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書にその損害を証明する書類その他当会社の要求する書類を添えて、当会社に提出しなければならない。

2 被保険者が、正当の理由がなくて前項の手續を怠り、故意に前項の書類に不実のことを表示しまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造したときは、当会社は、損害をてん補する責めに任じない。

第九条 当会社は、被保険者が前条第一項による手續を完了した日から三十日以内に保険金を支払う。

2 当会社が、前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく保険金を支払う。保険金の請求ならびに損害のてん補およびその時期に関する条項である。被保険者の不正な保険金請求行為は、保

險契約の信義誠実性の観点から、保険者は、その請求に応ずる責任はない。

(三) 一般条項

(1) 第一条 当会社の責任は、保険期間の初日の午後四時に始まる。ただし、工事材料については、保険期間が始まった後でも、保険記載の工事場（以下「工事場」という。）において輸送機関からその荷卸が完了した時に始まる。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に生じた損害をてん補する責めに任じない。

3 当会社の責任は、保険期間の末日の午後四時に終る。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の、引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合には、その工事が完成した時。以下同じ。）に終る。

本条は、保険者の責任の始期および終期についての事項である。保険契約の締結の時から保険契約の終了の時に至る保険契約期間と、保険者が保険契約にもとづいて、保険契約上のてん補責任を負担する保険者の保険期間とは異なる。保険契約者の保険料未支払の間は、たとえ、保険契約が締結されていても、保険者はてん補責任の負担しないことをもって、約款上の定めとする。けだし、保険事業は、営利事業であるから、保険料の支払を保険契約の有効性の発現にかかわらずしているのである。保険契約の成立は、必ずしも、保険契約上の保険者の責任の発現にはならぬ。

(2) 第二条 工事の目的物の引渡しの時が保険期間後となることが明らかとなったときは、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき保険証券に承認の裏書を請求することができる。

2 前項の承認をする場合には、当社は、その定めるところに従い、追加保険料を請求することができる。

3 保険契約者が、前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた損害をてん補する責めに任じない。

(1) 工事の進捗の都合により、保険期間を延長しなければならない場合、保険契約者は、保険期間満了前に、その旨を保険者に申出て、承認の裏書を請求しなければならぬ。しかし、保険期間の延長による保険契約の性質をどのように理解すべきであろうか。

当初の保険契約が、保険期間延長の時に、消滅して、新たな保険契約が成立したのか、あるいは、当初の保険契約の内容の一部が変更されたものとみるべきか。

保険契約者、被保険者および保険者は、おのおの以前のそれらと同一人であり、保険契約締結の意図をするところは同一であり、かつ、契約当事者間において、当初の契約を消滅させる意図もないとみることが妥当である。したがって、保険契約そのものは、当初の保険契約が一貫して継続しているものであり、新保険契約が締結されたのではない。このように解することが保険取引上、合理的ではないであろうか。

(2) 本条第二項において、第一項の場合、保険者は追加保険料を、「請求することができる」とあるが、この文言は「請求する」と改めるべきである。保険期間が延長されれば、追加保険料の取得は、保険者にとっては、当然のことであり、したがって、任意的表現の文言たる「請求することができる」は適当ではない。なお、第三項に、「追加保険料の支払を怠ったとき」という断定的文言を使用していることから事理である。

(3) 第三条 当社は、いつでも保険の目的または工事場を調査することができる。

2 前項の調査の際、事故発生のおそれが大であるとみとめたときは、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって適当な措置をとることを請求することができる。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく、第一項の調査を拒んだときまたは前項の請求に応じなかったときは、当会社は、保険契約を解除することができる。

建設工事中の事故防止は、可及的に、迅速におこなわれなければならない。事故発生の予防・観察は、工事者自身の主観的立場からおこなうべきであるが、それとともに、第三者たる立場から、保険者が客観的におこなうことが必要である。まず、保険者は、保険の目的または工事場に対して調査権を有する。この調査によって、必要であるときは、保険者は被保険者に対して、事故発生予防処置請求権を行使できる。しかも、この場合、処置の費用は、被保険者の負担である。被保険者側の自発的損害防止に使用した費用は、保険者の負担となるが、本条の場合、保険者の自発的調査権にもとづくものであるから、また、当然に、本来は、被保険者側においてなすべきであろう予防処置であるから、被保険者の費用負担を定めたものと解せられる。なお、被保険者が保険者の調査権を拒み、または、事故発生予防処置請求権の行使に応じない場合には、保険者は、保険契約の解除権を行使することができる。

本条の定むる保険者の権利は、保険約款としては、比較的稀少な条項であり、建設工事保険の特色を表わしたものであり、保険者が、建設工事の事故予防に、大きな関心を注いでいることは、本条においても明らかである。

(4) 第四条 保険契約の当時、次の事由があったときは、保険契約は無効とする。①他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険申込書に明記しなかったとき。②保険契約者または被保険者が、すでに事故またはその原因が発生していたことを知ったとき。

(イ) 保険契約者が、自己の名をもって、他人たる被保険者の被保険利益について、保険者と保険契約を締結することによって他人のための保険は発生する。保険契約者が、このような保険たるの意思表示を保険者に対してしない場合、保険契約は無効となる。けだし、他人のための保険においては、保険者と保険契約者間において、他人の利益を保険に付すべき旨の合意が存しなければならぬし、また、被保険者たるべき者について合意がなければならぬし、なお、保険契約者は、保険料の支払義務者であり、保険契約者が破産した場合に、被保険者は、保険料支払義務、通知義務および損害防止義務があり、他人のためにする保険であることが、もし、明らかにされないときは、保険者に不利益となるからである。

(ロ) 保険契約がなされるのは、不確定な事故に関してである。その関連事項は、事故の発生自体が不確定であるか、事故の発生時期が不確定であるか、事故の発生姿様が不確定であるか、ということにかかっている。事故発生の有無の不確定性が客観的に定まっている場合であっても、契約当事者にとって主観的に確定しているときは、その保険契約は成立しない。この趣旨は、商法六四二条において、明らかである。けだし、公序良俗の原則および信義誠実の原則に反するからである。

(5) 第五条 保険契約の当時、保険契約者またはその代理人が故意または重大な過失によって、保険申込書の記載事項について、当会社に、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険契約を解除することができる。他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げるに至ったときの、また同様とする。

2 前項の解除が損害の発生のおこなわれた場合でも、当会社は損害をてん補する責めに任じない。もし、すでに、保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができる。ただし、損害が前項の告げなかった事実または告げた不実のことにもとづかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、このかぎりでない。

保険契約において、告知義務制度の設定せられる根拠については、今まで多くの説がなされてきたが、その主なものをあげると、まず、第一の説は、契約理論に論拠をおく説であって、その趣旨とするところは、保険契約締結に際して、保険契約者の重要な事実についての不告知または、不実の告知は、契約当事者間における合意の完全性が阻害されるから、告知義務制度を必要とするものである。つぎに、第二の説は、擬制説であって、契約当事者間において、保険関連事項につき、不告知または不正告知をなしてはならないということを保険の暗黙の合意が存するとするものである。第三の説は、保険契約の善意契約性を強調し、その善意契約性の目的を達成するためには、告知義務制度を必要とする説である。

つぎに、第四の説は、告知義務制度設定の根拠を、保険制度の保有する技術的構造の特殊性、保険組織の本質に求める説である。保険は、多数の保険契約者の集合から構成される保険団体を核心として、運営されるものであって、保険契約者の出捐する保険料の算定の基礎は通常の場合に発生する保険事故の危険率におかれている。しかも、危険率測定基礎をなす保険事故発生による保険者のてん補責任の有無は告知のいかんに左右されることが多い。もし告知義務におけるような重要な事項を、保険者が事前に知っていたならば、おそらく、保険契約を結んでいなかったであろうし、さらに、事業の維持発展の点からいっても、多数の重要事項の不告知および不実告知が堆積することは、や

がて、保険事業の基礎をも危いものにするであろう。保険者が自ら告知事項の探知や調査をすることは、ある程度までは、それらの事実を把握することができるかもしれないが、事の性質上、自ら十分に事実を調査することはできないであろう。ここにおいて、保険契約者の契約それ自体に対する善意と協力とが、不可欠なものとなってくる。かくて、法は告知義務制度の設定をなすことによって、安全な基礎の上における保険の円滑な運営を企図しようとするものである。

(6) 第六条 保険契約締結後、つぎの事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときは、あらかじめ、責めに帰することのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければならぬ。ただし、その事実がやんだ後は、このかぎりでない。①この保険契約と重複する他の保険契約を締結すること②保険の目的を譲渡すること③工事を追加し、変更し、中断しまたは放棄すること④前各号のほか、危険がいちじるしく増加すること。

2 前項の手續を怠ったときは、当会社はその事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知ったときから承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた損害をてん補する責めに任じない。

3 第一項の事実がある場合には、当会社は、その事実について、承認裏書請求書を受領したと否とを問わず、保険契約を解除することができる。

本条項は、商法六五八条に規定するとき、いわゆる発生した損害の通知義務ではなく、本条列挙の特定の実事が発生した場合における保険契約者または被保険者の通知義務である。発生した損害の通知義務を怠った場合に、どのような効果があるか、ということについては、商法六五八条は規定していない。通知義務違反に対して、それに対応

する権利を保険者は有していない。

この意味から、商法の場合における通知義務は、これに対して保険者の権利が対立する意味の真正な義務ではなく、被保険者側が不利益な取扱いを受ける前提となるものと解する。本約款においては、第三項において、通知義務を怠った場合には、保険者は保険契約の解除権を行使することができる。

したがって、本約款の通知義務は、保険者の権利が対立するところの真正な義務であると考えることができる。重複保険契約の締結、保険の目的の譲渡、工事の追加・変更・中断・放棄、工事物件についての危険の著増は、従来の保険契約に与える影響、利害関係の大なることから、保険者に対し、保険契約の解除権を与えているのである。

(7) 第七条 前条第一項の承認をする場合には、当会社は、その定めるところにしたがい、追加保険料を請求することができる。

2 保険契約者が前項の追加保険料の払込を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた損害をてん補する責めに任じない。

第六条第一項における事実の発生について、保険者が承認をおこない、従前の保険契約をさらに延長しようとするときは、その承認事実の内容の状況によって、追加保険料を保険契約者に対して請求することができる。事情により追加保険料の請求を必要としない場合、むしろ、保険料の減少を生ずることもありうると考えられるので、本約款第二條第一項におけるように、追加保険料を請求することができる、を、請求する、に改める必要はなく、約款の定めるとおりで差支えないと解する。

(8) 第八条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

第九条 保険契約の無効または失効が当会社の責めに帰することのできない事由によるときは、保険料を返還しない。

2 保険契約の無効または失効が当会社の責めに帰すべき事由によるときは、無効の場合には保険料の全額を、失効の場合には当会社の定める方法によって計算した保険料を返還する。

第十条 第三条第三項もしくは第六条第三項の規定によりまたは当会社の責めに帰すべき事由により保険契約を解除したときは、それぞれ当会社の定める方法によって計算した保険料を返還する。

保険契約解除の効力、保険料の返還——無効・失効の場合と解除の場合——についての条項である。保険契約が解除され、あるいは、無効・失効の場合に、保険者が取得した保険料を保険契約者に返還するかいなかの問題は、契約当事者にとって重要である。保険者の責に帰すべき事由であるかいなかに、その判断の基準をおき、保険料の取得、返還について、可及的に公平な立場を採るようにした。

(9) 第十一条 保険契約者または被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければならない。もし、故意または重大な過失によってこれを怠ったときは、当会社は、防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなす。

本条項は、損害が発生した場合における保険契約者または被保険者の損害の防止または軽減についての規定であり、損害発生前の防止義務ではない。保険契約者または被保険者が、故意または重過失によって、右の行為を防止または軽減することを怠ったときは、保険者は防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額が損害の額とみなされるが、損害防止行為は、被保険者にとってはもちろん重要であり、社会性をも帯有するという事

由から、単なる過失の場合が本条の適用から除外されているのは適当であろうか。また被保険者側に対して、損害防止の観念を強く認識させるためにも、過失の場合も右の条件の中に含ましめることが妥当であると解する。

10 第十二条 保険契約の目的について、この保険契約と重複する他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合により、損害をてん補する責めに任ずる。

他の保険契約がある場合、すなわち、重複保険の場合における保険者の損害てん補額についての規定である。数個の保険契約の保険金額の合計額が、保険価額を超過する場合に、これを全部有効とするときは、おのおのの保険契約自体は超過保険とならないにしても、全体から考慮すれば、超過保険をみとめない法の立場に違反するものとなる。したがって、商法六三二条においては、同時重複保険について比例分担主義（比例責任主義）を採り、商法六三三条においては、異時重複保険について優先主義を採り、全体的に、保険価額を限度として損害を負担することとしている。本条においては、同時重複保険、異時重複保険を問わず、いずれの場合も、比例分担主義に立脚している。優先主義は、保険契約締結の時間的順序を重点にして、保険金額の支払負担をきめる立場を採り、その意味では、不合理であるとはいえないけれども、保険者および保険契約者からみると、おのおのの保険契約は、独自のものであって、保険契約そのものについて、差等をつける意味はなく、したがって、このような立場をとることは適当でないと解される。

11 第十三条 損害のてん補額（損害防止費用を含む。）の決定について、当会社と被保険者との間に争いが生じたときは、当事者双方は、書面をもって各一名ずつ評価人を選定して、その決定を評価人の判断に任せる。

- 2 前項の評価人の間に意見が一致しないときは、評価人双方が選定する一名の裁定人にこれを裁定させる。
- 3 当事者双方は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、裁定人の費用（報酬を含む。）を均分して負担する。

本条は評価人および裁定人についての条項である。損害てん補の決定は、保険者および保険契約者にとって、きわめて重大な利害関係を有するものであるから、争いが生じた場合、客観的立場から、公平な裁定をさせる制度が必要である。評価人の選定は比較的容易であるとしても、裁定人の選定は、多く困難を伴う。したがって、裁定人の選定については、第三者の公平な視野から、適正な選定方法がとられるごとき制度を設けることが必要である。

(12) 第十四条 保険契約者および被保険者は、当社が損害のてん補によって代位する他人に対する権利の保全および行使につき必要な行為をし、かつ、当社の要求する証拠および書類を提出しなければならない。このために必要な費用は、当社が負担する。

第十五条 この条項およびその他の条項に規定のない事項については、日本国の法令による。

保険者に与えられている保険代位は、被保険者に対して、損害てん補を利用した二重利得を防止するためのものである。商法六六一条ならびに六六二条において保険者の代位権力がみとめられているとしても、それらの権利の保全行為が完全におこなわれなければ、代位権の行使は、十分な効果をあげることができない。しかして、保険者は、被保険者のこれらの保全行為に必要な費用を負担し、その確保につとめている。

二 特別約款論

(一) 地震危険担保特約条項

- (1) 第一条 当会社は、この特約にしたがい、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）工事物件条項第二条第三項第四号の規定にかかわらず、保険の目的について地震によって生じた損害をてん補する責めに任ずる。
- 2 前項の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害をもてん補する責めに任ずる。

地震ならびに噴火によって生じた損害は、建設工事保険普通保険約款においては、通常保険料の関係において、保険者の免責となっている。地震国であるわが国において、地震保険がおこなわれることが普通の状態でないのは奇異に考えられるが、地震にもとづく被害の著しく大なること、再保険者において、地震が免責となつて引受けられないことなどから、普通保険約款において免責されることが通常である。しかし、火災保険約款において、先年新たに地震も保険事故として、みとめられるに至つたことは、既承のごとくである。

しかし、建設工事保険においては、工事の特殊性の現われとして、普通保険約款においては、これを免責とし、特別約款において、非免責とする特約をみとめた。また、本特別約款として、地震の場合、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害も保険者のてん補責任とするが、これは火災保険に関する商法六六六条において「消防または避難に必要な処分によって、保険の目的に生じた損害は、保険者これをてん補する責に任ずる」の規定と、まさに、同一趣旨にもとづくものである。地震と損害との間に、いわゆる相当因果関係をみとめたて

ん補責任であると解する。

(2) 第二条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責めに任じない。①地震の際における保険の目的の紛失または盗難の損害②原因が直接であると間接であるとを問わず、地震に起因する破裂または爆発によって生じた損害。原因が直接であると間接であるとを問わず、地震に起因する津波・こう水・その他の水災によって生じた損害。

第三条 保険期間中において七十二時間以内に二回以上の事故が生じた場合、普通保険約款工事物件条項第七条第三項の規定の適用については、これらの事故を一回の事故とみなす。

(1) 相当因果関係説よりみた場合、地震の際における保険の目的の紛失または盗難によって生ずる損害について、地震と紛失・盗難の間に因果関係の存在をみとめることは適当でない。

相当因果関係説は、因果関係（一定の先行事実と後行事実との間の必然的關係）が問題となる場合に、ある事実とある結果との間に、自然的な因果関係がある場合でも、われわれの経験知識からみて、甲という事実があれば、乙という結果を生ずることが普通であると考えられる範囲にだけ、法律の要求する因果関係をみとめる説である。したがって、本条第一項における保険者の免責条項の趣旨は妥当である。

(2) 判例によれば、火災による爆発を原因として損害を生じた場合にも、火災を適當条件として生じた損害について保険者はてん補責任を負うものとしている（昭二、五、三一、大審院判決）。しかるに、本条においては、原因が直接であると間接であるとを問うことなく、地震に起因する破裂または爆発によって生じた損害について、保険者はてん補の責めを負うことはない。地震によって、破裂または爆発することは、相当因果関係説よりすれば、その間に、因果関係が存在するものと解される。相当因果関係の存在すると考えられる場合に、てん補責任を負わないとする事由は、

地震危険と保険事業の成立との関係に求むべきであろう。

(二) 地震火災危険担保特約条項

第一条 当会社は、この特約にしたがい、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）工事物件条項第二条第三項第四号の規定にかかわらず、保険の目的について、地震によって生じた火災および延焼の損害をてん補する責めに任ずる。

2 前項の場合において、当会社は、消防または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害をもてん補する責めに任ずる。

第二条 保険期間中において、七二時間内に、二回以上の事故が生じた場合、普通約款工事物件条項第七条第三項の規定の適用については、これらの事故を一回の事故とみなす。

地震を原因として発生する火災は、その発生防止に努力しても、地震発生の場合における人心への衝撃により適当の措置をしないことから発生すること多く、この場合における損害のてん補は、建設工事保険普通保険約款においては、みとめられていないにしても、特別約款の規定として定めたことは、わが国のごとき地震の多発する国においては、意義あることである。再保険上、再保険者のてん補引受の難渋から、地震保険が特別約款として取扱いを受けることで満足せず、普通保険約款の条項中に定められるようになることが、地震国であるわが国の被害者を救済保護する重要な方策であると考える。

地震によって発生する火災および延焼の場合に、消防活動または緊急避難をおこなう必要な処置によって保険の目

的について生じた損害も、保険者のでん補責任であるが、これは前一項の趣旨と同じく、地震、火災、消防または緊急避難の一連の経過は、相当因果関係の存在をみとめたものである。商法六六六条と同趣旨である。

(三) 危険不担保特約条項

(1) 風水災危険不担保特約条項

当会社は、建設工事保険普通保険約款工事物件条項第一条の損害のうち、台風・せん風・暴風もしくは暴風雨等の風災または高潮・津波もしくはこう水等の水災によって生じた損害をてん補する責めに任じない。

保険のてん補する責任の原則は、すべての偶然的事故によって保険の目的について生じた損害である。台風、せん風、暴風または暴風雨・高潮・津波もしくはこう水は、特に工事物件に対して与うる影響が大であり、その損害も著しいので、被害者の保護救済をはかる目的から、当然に、てん補原則の中に包含せしめたものである。しかし、このような風災、水災の危険が比較的少ない工事物件については、不担保特約を締結することができる。このような特約条項は、必然的に、新たな保険料に影響をおよぼすことになる。

(2) 風災危険不担保特約条項

当会社は、建設工事保険普通保険約款工事物件条項第一条の損害のうち、台風・せん風・暴風または暴風雨等の風災によって生じた損害をてん補する責めに任じない。

(3) 水災危険不担保特約条項

当会社は、建設工事保険普通保険約款工事物件条項第一条の損害のうち、高潮・津波またはこう水等の水災によつ

て生じた損害をてん補する責めに任じない。

風災危険不担保特約条項は、台風、せん風、暴風または暴風雨等の風災によって生じた損害を、工事物件の損害をてん補から除外するものである。本特約条項の適用、実施は、風災についてその発生による損害の少ない場合を考慮しておこなわれる。水災危険不担保特約条項も右の風災危険不担保特約条項と同じ趣旨の特別約款である。

むすび

建設工事保険普通保険約款において、保険者のてん補する責任は、工事物件条項においては、工事場においてすべての偶然の事故によって保険の目的について生じた損害であるとし、賠償責任条項においては、被保険者が工事によって生じた他人の身体の障害もしくは死亡または他人の財物の滅失・き損もしくは汚損の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害とし、そのてん補責任の原則を包括的に規定するが、保険者の免責事項については、著しく具体的に細かく、その特有の規定を設けていることは、本約款の特色の一つといえよう。いうまでもなく、法律に規定する一般的免責規定も除外してはいない。

建設工事中に発生する損害の発生原因は、他の保険事故の場合に比較して多種多様である。したがって、これらの特色を反映して、保険事業の遂行維持とも関連し、免責事項も必然的に多くならざるをえなくなったものと解される。免責となるかならないかの基準は、原則として、商法の規定にもとづいて決定すべきであることはいうまでもないが、建設工事保険約款では、特に、相当因果関係論をもってその有無を判断することができる。ことに、特別約款の中における地震危険担保特約条項、地震火災危険担保特約条項においてこの関係が明らかにされている。なお、保

險者の免責事項を不担保特約条項をもって、すなわち、風水災危険不担保特約条項、風災危険不担保特約条項、水
危険不担保特約条項として設定したことも建設工事保険の特色を表わしたものと見える。

災なお、未完成の過程でおこなわれる工事においては、極力、損害発生が防止せられ、発生した損害は、最小限度に
くいとめられなければならない。これらの趣旨は、賠償責任条項ならびに一般条項において、強く明らかにされてい
る。

現行の建設工事保険約款は、比較的に新しい約款である。建設工事中に発生する第三者に対する加害行為による損
害に対する賠償責任について、工事物件条項につづいて、賠償責任条項を設定し、被害者の保護救済のため、保険制
度を確定したことは、被害者保護の観念が強くなりつつある現在において、きわめて意義があると考えられる。本約
款制度では、建設工事保険普通保険約款の一つとして、賠償責任条項がその他位を占めているが、さらに、その内容
を充実し、建設工事賠償責任保険約款として、独特のものが作られることが望まれる。